

# 伊勢市公報

第371号  
 令和3年4月20日  
 火曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	3
<b>訓 令</b>	
○ 職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定に関する規程	5
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程	14
<b>告 示</b>	
○ 収納の事務の委託について	17
○ 収納の事務の委託について	18
○ 収納の事務の委託について	19
○ 指定代理納付者の指定について	20
○ 指定代理納付者の指定について	21
○ 指定代理納付者の指定について	22
○ 指定代理納付者の指定について	23
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	24
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 収納の事務の委託の告示事項の変更について	32
○ 指定代理納付者の指定の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	38
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	39
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	40
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	41
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	42
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	43
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	45
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	46
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	47
<b>農業委員会告示</b>	

○ 農業委員会総会の招集について	48
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 宅地内漏水における水道料金減免取扱要領の一部を改正する告示	49
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	51
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	52
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	53
<b>公 告</b>	
○ 特定公共賃貸住宅の入居者の募集について	54
○ 第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画の公表について	57
<b>上下水道事業公告</b>	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和3年度賦課対象区域について	58

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第32号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表健康福祉部の部健康課の項中「成人健診係」を「成人健診係  
コロナワクチン係」に改める。

第5条の表健康福祉部の部健康課の款地域医療係の項第4号中「予防接種」の次に「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を加え、  
同款に次のように加える。

コロナワクチン係

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月19日から施行する。

職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定に関する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第4号

職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定に関する規程

職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、職員の公務中及び公務外の非違行為に対する懲戒処分の処分量定を提示し、もって綱紀の肅正及び服務規律の確立並びに交通事故等職員の非違行為を未然に防止することを目的とする。

（基本事項）

第2条 非違行為に対する具体的な処分量定の決定に当たっては、次に掲げるもののほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果は、どのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いは、どの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響は、どのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

2 次条から第7条までに定める標準例に定められていない非違行為については、標準例に定める取扱いを参考としつつ判断する。

3 懲戒処分を行う場合において、非違行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該非違行為の個別の事案の内容に応じ、標準例に掲げる処分の種類より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 非違行為を行った職員が、管理又は監督の地位にあるなどその職責

が特に高いとき。

- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

4 懲戒処分を行う場合において、非違行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該非違行為の個別の事案の内容に応じ、標準例に掲げる処分の種類より軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員が、自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

(一般服務関係)

第3条 一般服務関係の標準例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正当な理由なく勤務を欠いた職員
  - ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合 減給又は戒告
  - イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合 停職又は減給
  - ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合 免職又は停職
- (2) 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員 戒告
- (3) 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員 減給又は戒告
- (4) 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員 減給又は戒告
- (5) 職場内秩序を乱した職員
  - ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合 停職又は減給

- イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合 減給又は戒告
- (6) 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員 減給又は戒告
- (7) 違法な職員団体活動を行った職員
  - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合 減給又は戒告
  - イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおった行為をした場合 免職又は停職
- (8) 秘密漏えいを行った職員
  - ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 免職又は停職
  - イ アに掲げる場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らしたとき 免職
  - ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 停職、減給又は戒告
- (9) 政治的目的を有する文書を配布した職員 戒告
- (10) 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むこと又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員 減給又は戒告
- (11) 市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員 免職又は停職

- (12) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 減給又は戒告
- (13) 公文書の不適正な取扱いを行った職員
- ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合 免職又は停職
- イ 決裁文書を改ざんした場合 免職又は停職
- ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 停職、減給又は戒告
- (14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（性別により役割を分担すべきとする意識又は性的志向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。）を行った職員
- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為を行った場合 免職又は停職
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合 停職又は減給
- ウ イに掲げる場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき 免職又は停職
- エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 減給又は戒告

(15) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。以下同じ。）を行った職員

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 停職、減給又は戒告

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 停職又は減給

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患にり患させた場合 免職、停職又は減給

（公金公物取扱い関係）

第4条 公金公物取扱い関係の標準例は、次のとおりとする。

- (1) 公金又は公物を横領した職員 免職
- (2) 公金又は公物を窃取した職員 免職
- (3) 人を欺いて公金又は公物を交付させた職員 免職
- (4) 公金又は公物を紛失した職員 戒告
- (5) 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員 戒告
- (6) 故意に職場において公物を損壊した職員 減給又は戒告
- (7) 過失により職場において公物の出火を引き起こした職員 戒告
- (8) 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員 減給又は戒告
- (9) 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員

減給又は戒告

- (10) 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員 減給又は戒告  
(公務外の非行関係)

第5条 公務外の非行関係の標準例は、次のとおりとする。

- (1) 放火をした職員 免職
- (2) 人を殺した職員 免職
- (3) 人の身体を傷害した職員 停職又は減給
- (4) 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき 減給又は戒告
- (5) 故意に他人の物を損壊した職員 減給又は戒告
- (6) 横領をした職員
- ア 自己の占有する他人の物を横領した場合 免職又は停職
- イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合 減給又は戒告
- (7) 窃盗又は強盗をした職員
- ア 他人の財物を窃取した場合 免職又は停職
- イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合 免職
- (8) 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員 免職又は停職
- (9) 賭博をした職員
- ア 賭博をした場合 減給又は戒告
- イ 常習として賭博をした場合 停職
- (10) 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員 免職
- (11) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるよう

な著しく粗野又は乱暴な言動をした職員 減給又は戒告

(12) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員 免職又は停職

(13) 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員 停職又は減給

(14) 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員 停職又は減給

(飲酒運転、交通事故及び交通法規違反関係)

第6条 飲酒運転、交通事故及び交通法規違反関係の標準例は、次のとおりとする。

(1) 飲酒運転をした職員

ア 酒酔い運転をした場合 免職又は停職

イ アに掲げる場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたとき 免職

ウ 酒気帯び運転をした場合 免職、停職又は減給

エ ウに掲げる場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたとき 免職又は停職

オ エに掲げる場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき 免職

(2) 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 免職、停職、減給又は戒告

(3) 飲酒運転以外での交通事故を起こした職員

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 免職、停職又は減給

イ アに掲げる場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき 免職又は停職

ウ 人に傷害を負わせた場合 減給又は戒告

エ ウに掲げる場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき 停職又は減給

(4) 飲酒運転以外の交通法規に違反した職員

ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合 停職、減給又は戒告

イ アに掲げる場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をしたとき 停職又は減給

(監督責任関係)

第7条 監督責任関係の標準例は、次のとおりとする。

(1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員 減給又は戒告

(2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員 停職又は減給

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後の非違行為に係る懲戒処分について適用し、同日前の非違行為に係る懲戒処分については、なお従前の例による。

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第 号

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程  
伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程（平成 17 年伊勢市上下水道  
事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号から第 9 号までを削る。

第 3 条を次のように改める。

（申請者の範囲）

第 3 条 水洗便所等改造資金の助成を受けることができる者は、次の各号  
のいずれかに該当する者であつて、次項各号に掲げる要件を全て満たす  
ものと下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）  
が認めた者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定  
する生活扶助を現に受けている世帯に属する者
- (2) 前年の総収入（これにより難いときは、前々年の総収入）が生活保  
護法第 8 条に規定する基準の 2.0 倍以下の金額に満たない世帯又は市  
民税非課税世帯に属する者
- (3) その他前 2 号に準ずる者で特に管理者が認めるもの

2 前項に規定する要件は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域内において自己の所有する建築物に居住している者である  
こと。
- (2) 公共下水道の供用開始後 3 年以内に申請を行った者であること。
- (3) 市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金等を滞  
納していない者であること。

3 第 1 項第 1 号に該当する者が正当な事由により前項第 2 号に規定する  
期間内に申請することができなかつたと管理者が認めるときは、当該者  
を同号に該当する者とみなして、前 2 項の規定を適用する。

附則に次の 1 項を加える。

(申請者の範囲の特例)

- 3 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の申請に係る助成について適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 50 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号

株式会社トラストバンク

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 51 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S.ビル N 棟 2 階  
株式会社アイモバイル

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 52 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都世田谷区玉川1丁目 14 番1号 楽天クリムゾンハウス  
楽天株式会社

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者  
東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号  
株式会社トラストバンク
  
- 2 指定代理納付者に代理納付させる期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

津市栄町 3 丁目 123 番地 1 栄町ビル 5F

株式会社百五カード

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 55 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階  
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス  
楽天株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 57 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 徴収の事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 吉本 和彦

### 2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 3 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 世 古 大 助
	伊勢市東豊浜町 1143 番地
変更後	角 屋 博 久
	伊勢市東豊浜町 1065 番地

伊勢市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	古 野 茂 樹
	伊勢市東豊浜町 4527 番地
変更後	北 村 正 彦
	伊勢市東豊浜町 1566 番地

伊勢市告示第 60 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、八日市場町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 永 戸 太 一

伊勢市八日市場町 8 番 23 号

変更後 岩 村 憲 一

伊勢市八日市場町 10 番 8 号

伊勢市告示第 61 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 倉 敦 司

伊勢市上野町 355 番地 43

変更後 大 屋 奈 緒 美

伊勢市上野町 355 番地 145

伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 3 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 加 藤 尚

伊勢市御薊町上條 1171 番地 31

変更後 西 尾 幸 久

伊勢市御薊町上條 493 番地

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

令和 3 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 直 人
	伊勢市小木町 292 番地
変更後	尾 西 孝 晴
	伊勢市小木町 326 番地

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 3 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 三 好 良 夫

伊勢市御薮町長屋 1568 番地 1

変更後 西 村 和 也

伊勢市御薮町長屋 1252 番地

伊勢市告示第 65 号

令和 3 年 4 月 1 日伊勢市告示第 52 号（収納事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 3 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「楽天株式会社」を「楽天グループ株式会社」に改める。

伊勢市告示第 66 号

令和 3 年 4 月 1 日伊勢市告示第 56 号（指定代理収納の指定について）  
の一部を次のように変更します。

令和 3 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「楽天株式会社」を「楽天グループ株式会社」に改める。

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 野 呂 行 弘

伊勢市野村町 5562 番地 1

変更後 上 原 晃

伊勢市野村町 5620 番地 3

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、竹ヶ鼻町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 神 生 修

伊勢市竹ヶ鼻町 22 番地 1

変更後 柿 本 隆 宏

伊勢市竹ヶ鼻町 98 番地 36

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	長 澤 均
	伊勢市上地町 2161 番地 1
変更後	長 澤 孝 治
	伊勢市上地町 1645 番地

伊勢市告示第 70 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、御菌町新開区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	炭 野 敬 二
	伊勢市御菌町新開 859 番地
変更後	中 谷 昭 二
	伊勢市御菌町新開 351 番地

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	南	真 澄
		伊勢市檜原町 133 番地 1
変更後	南	隆 通
		伊勢市檜原町 137 番地

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 山 基
	伊勢市神菌町 1152 番地
変更後	坂 本 幸 弘
	伊勢市神菌町 435 番地

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 元 彦
	伊勢市村松町 1 番地 27
変更後	西 村 昭 彦
	伊勢市村松町 22 番地 2

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
地縁法人東新村元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10  
項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	南 享 之
	伊勢市小俣町新村 255 番地 1
変更後	谷 口 静 男
	伊勢市小俣町新村 290 番地 1

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 鈴木 信 宏

伊勢市下野町 692 番地

変更後 浦 野 雄 二

伊勢市下野町 62 番地 3

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 石 井 一 裕

伊勢市栗野町 1125 番地

変更後 中 川 伊 市

伊勢市栗野町 1052 番地 1

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 羽 柴 忠 生

伊勢市朝熊町 1081 番地

変更後 坂 田 吉 弘

伊勢市朝熊町 1009 番地 3

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 梅 秀 幸

伊勢市藤里町 189 番地 48

変更後 高 芝 敏 郎

伊勢市藤里町 189 番地 76

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 3 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	念 佛 潔
	伊勢市上地町 450 番地 13
変更後	東 谷 徳 三
	伊勢市上地町 450 番地 49

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和3年4月14日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和3年4月20日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第30号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第184回総会を次のとおり招集します。

令和3年4月9日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年4月15日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

宅地内漏水における水道料金減免取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業告示第5号

宅地内漏水における水道料金減免取扱要領の一部を改正する告示

宅地内漏水における水道料金減免取扱要領（平成17年伊勢市上下水道事業告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「検針水量（ ）」を「検針水量（立方メートル）」に改め、同表21～40の項中「21」を「11」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和3年4月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
94	有限会社 大 元工業	伊勢市黒瀬町 1237 番 地	令和3年4月1日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和3年4月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
234	株式会社 オーケー エス	大阪市浪速区敷津西2 丁目1番12号	令和3年3月31日

## 伊勢市上下水道事業告示第8号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和3年4月15日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和3年4月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和3年5月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
通町、黒瀬町、田尻町、宮後1丁目及び船江1丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市公告第 22 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 164 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 申込期間

令和 3 年 4 月 1 日（木曜日）から令和 4 年 3 月 31 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 12 月 31 日まで及び令和 4 年 1 月 3 日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

月末時点で申込者数が募集戸数に達した場合又は選考の結果、入居者数が募集戸数に達した場合は申込受付を終了します。

### 2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

### 3 募集住宅及び戸数

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身 入居	家賃
旭団地	旭町 49 番地 1	R C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	63,000 円
			2 階	3 D K	2	×	63,000 円
			3 階	3 D K	2	×	63,000 円

※ 1 R C : 鉄筋コンクリート造

#### 4 申込資格

- (1) 自らが居住するため住宅を必要とする者
- (2) 現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。
  - ※ 親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
  - ※ 内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
  - ※ 婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以上487,000円以下であること。
  - ※ 収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

#### 5 申込方法

F E住宅管理共同企業体で配布される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び市区町村税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

#### 6 入居者の選考方法

当該月の申込受付が終了した時点で、申込者数が募集戸数を上回った場合は、抽選により入居者を決定します。

また、抽選会場及び日時については、その都度連絡します。

#### 7 入居時期

入居決定を受けた日の翌月1日から1月間

#### 8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 23 号

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 13 項の規定による第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画の認定に係る通知を受けたので、当該計画を同条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市上下水道事業公告第1号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)附則第3項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成3年二見町条例第20号)第5条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成9年小俣町条例第17号)第5条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年御菌村条例第12号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和3年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和3年4月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 令和3年度賦課対象区域

二見町江、二見町三津、二見町山田原、二見町溝口、二見町荘、二見町西の各一部

小俣町元町、小俣町相合、小俣町明野、小俣町湯田、小俣町新村、小俣町本町の各一部

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町上條、御菌町小林の各一部



令和3年度 賦課対象区域

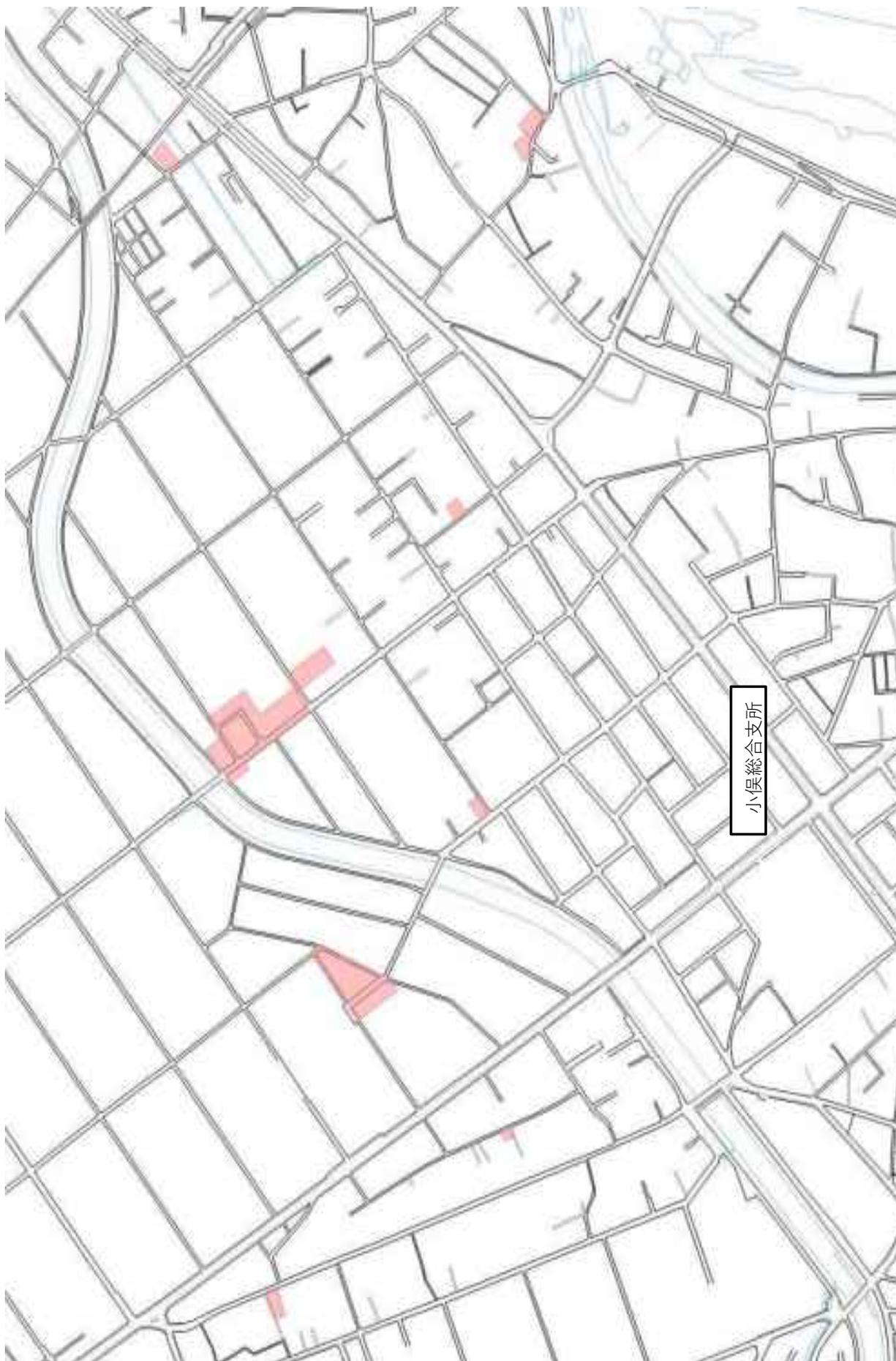


令和3年度 賦課対象区域



五十鈴川

令和3年度 賦課対象区域



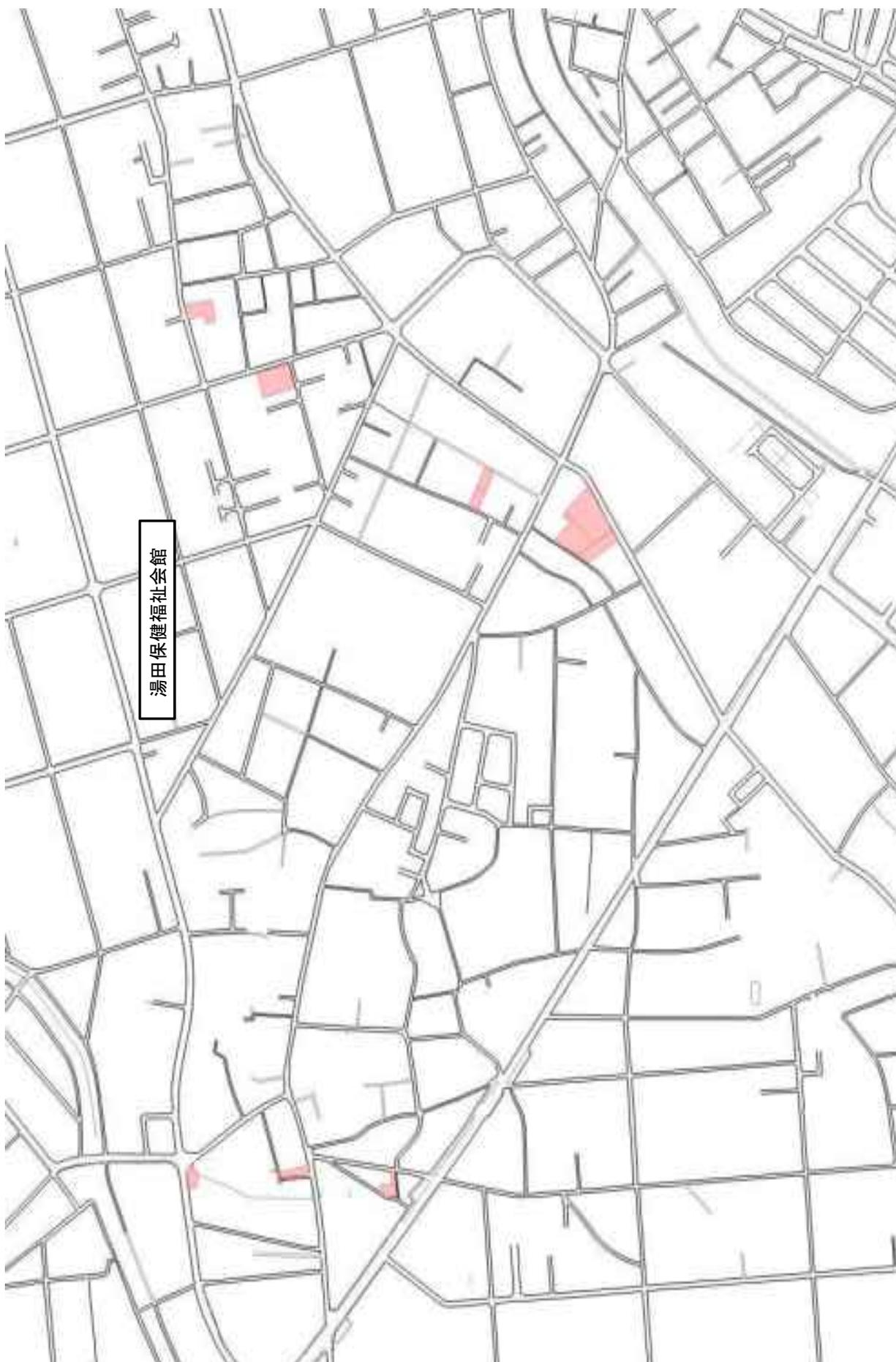
令和3年度 賦課対象区域



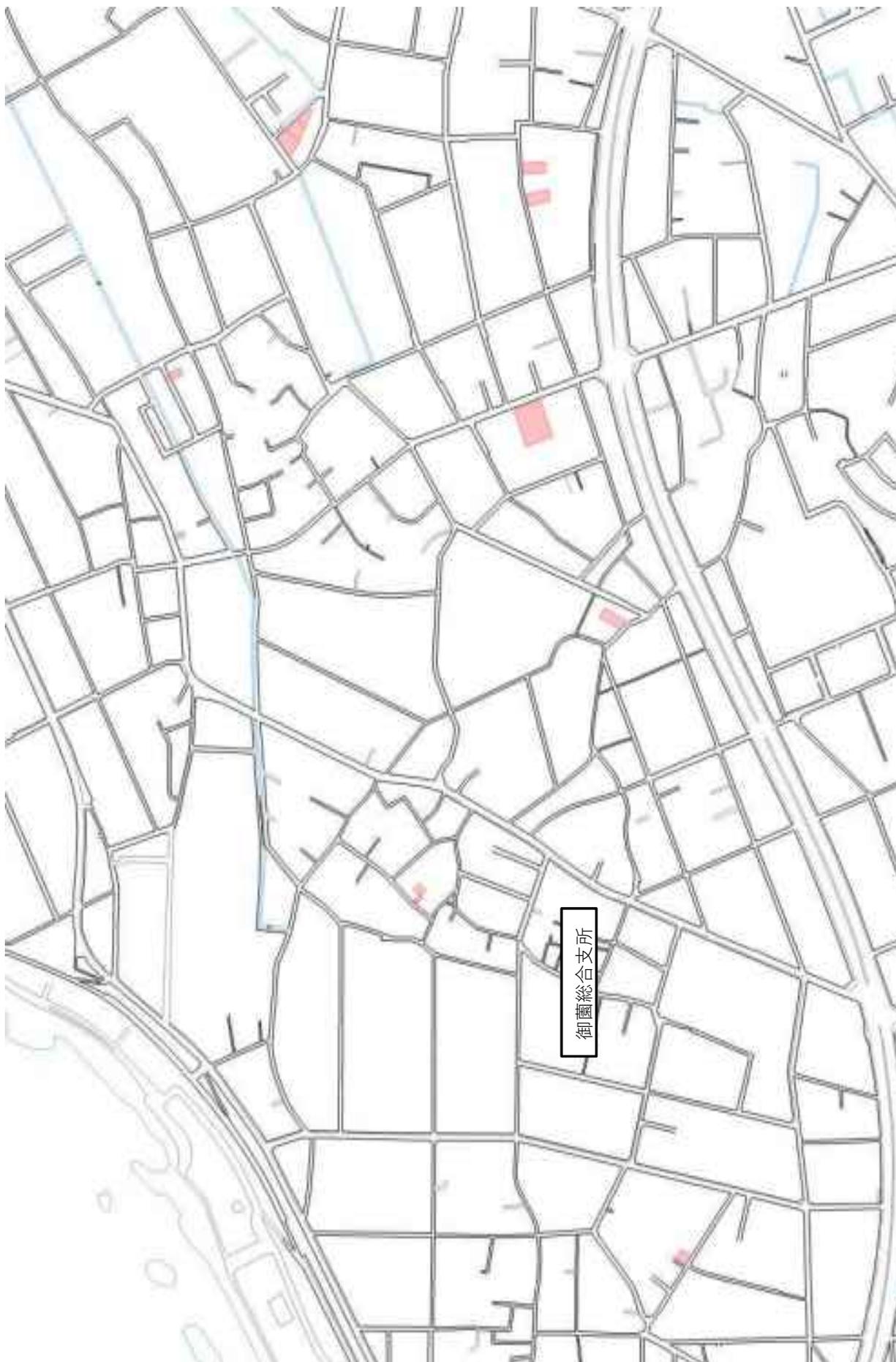
令和3年度 賦課対象区域



令和3年度 賦課対象区域



令和3年度 賦課対象区域



令和3年度 賦課対象区域



令和3年度 賦課対象区域



令和3年度 賦課対象区域